　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　津山市告示第７７号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成２７年６月３０日

　津山市お試しぐらし応援事業補助金交付要綱を次のように定める。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　津山市長 　宮　地　昭　範

津山市お試しぐらし応援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　市長は，本市への移住者及び定住人口の増加を図るため，津山市住まい情報バンク（岡山県空き家情報流通システム運営要綱並びに市，一般社団法人岡山県宅地建物取引業協会及び一般社団法人岡山県不動産協会（以下この条において「協定三者」という。）との間で締結する協定に基づき，協定三者が開設するウェブサイトをいう。以下「情報バンク」という。）に登録がある賃貸住宅を利用して，本市でのお試しぐらしを希望する者（以下「お試しぐらし希望者」という。）に対し，予算の範囲内において，津山市お試しぐらし応援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし，その交付に関しては，津山市補助金等交付規則（昭和４２年津山市規則第１３号）に定めるもののほか，この告示の定めるところによる。

（定義）

第２条　この告示において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　賃貸住宅　補助金の交付の対象物件として情報バンクに登録がある賃貸物件をいう。

⑵　お試しぐらし　第６条第１項の規定による事前申請（次条第３号及び第６条第２項において「事前申請」という。）の日の直近の５年間において岡山県外に住所を有する者が，本市への移住を検討することを目的として賃貸住宅へ住居を移すことをいう。

⑶　市税等　市（区）町村税，国民健康保険料，介護保険料及び後期高齢者医療保険料をいう。

（交付対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者は，賃貸住宅の賃貸借契約を締結した日における年齢が２０歳以上のお試しぐらし希望者であって，次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

⑴　市長が別に定めるところにより情報バンクの登録情報の利用の申請を行っている者であること。

⑵　本市への移住を検討することを目的として賃貸住宅の賃貸借契約を締結する者（入居世帯員の就職，事業所の人事異動等による転勤及び就学を目的とした転入は除く。）であること。

⑶　事前申請の日の直近の５年間において岡山県外に住所を有していた者であること。

⑷　市税等の滞納がないこと。

⑸　過去に補助金の交付を受けていないこと。

⑹　生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）の規定による保護を受けていないこと。

（補助対象経費）

第４条　補助金の交付の対象となる経費は，申請者（第７条の規定により補助金の交付の申請を行う者をいう。以下同じ。）が賃貸借契約を行った賃貸住宅に係る次に掲げる経費とする。

　⑴　賃貸住宅の家賃（消費税の額を含み，共益費，管理費，駐車場利用料，光熱水費等の諸経費を除いたものをいう。）

⑵　賃貸住宅の賃貸借契約に伴い発生した仲介手数料（消費税の額を含む。）

（補助金の額）

第５条　補助金の額は，次に掲げるとおりとする。ただし，その額に１，０００円未満の端数があるときは，その端数を切り捨てるものとする。

　⑴　前条第１号に掲げる家賃の月額の２分の１に相当する額。ただし，補助月額については４万円を，補助期間については最初に家賃の月額の全額を支払った月から６箇月間を上限とする。

⑵　前条第２号に掲げる仲介手数料に相当する額。ただし，８万円を上限とする。

（事前申請）

第６条　補助金の交付を受けようとするお試しぐらし希望者は，賃貸住宅の賃貸借契約前に，津山市お試しぐらし応援事業補助金事前申請書（様式第１号）及び誓約書（様式第２号）にその申請の日の直近の５年間において岡山県外に住所を有していたことが分かる住民票の写し又は戸籍の附票を添えて，市長に提出しなければならない。

２　事前申請の有効期間は，当該事前申請をした日から起算して３０日間とし，事前申請を行った者（次条において「事前申請者」という。）が当該有効期間内に賃貸住宅の賃貸借契約を締結しなかったときの当該事前申請は，無効とする。

（交付申請）

第７条　前条第２項の有効期間内に賃貸借契約を締結した事前申請者は，津山市お試しぐらし応援事業補助金交付申請書（様式第３号）に次の各号に掲げる書類を添えて，市長に提出しなければならない。

　⑴　住民票の写し

　⑵　市税等の完納証明書

⑶　賃貸住宅の賃貸借契約書の写し

　⑷　その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第８条　市長は，前条の規定による申請があったときは，その内容を審査して補助金の交付の可否を決定し，その旨を申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第９条　前条の規定により補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は，当該交付決定の対象の家賃のうち最後の月に係る家賃を支払った日から３０日以内に津山市お試しぐらし応援事業補助金実績報告書（様式第４号）に次に掲げる書類を添えて，市長に提出しなければならない。

　⑴　家賃の領収書の写し又は支払ったことが分かる書類

⑵　仲介手数料の領収書の写し又は支払ったことが分かる書類

⑶　その他市長が必要と認める書類

（額の確定）

第１０条　市長は，前条の規定による報告を受けたときは，その内容を審査し，補助金の額を確定し，交付決定者に通知するものとする。

（請求）

第１１条　交付決定者は，前条の規定による通知を受けた日から３０日以内に津山市お試しぐらし応援事業補助金交付請求書（様式第５号）を市長に提出するものとする。

（交付決定の取消し等）

第１２条　市長は，交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは，補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

　⑴　補助金の交付開始月から６月を経過する前に賃貸住宅の賃貸借契約を解除したとき。

⑵　偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。

⑶　前２号に掲げるもののほか，市長が特に補助金を交付する者としてふさわしくないと認めたとき。

２　市長は，前項の規定により交付決定を取り消した場合において，当該取消しに係る部分に対する補助金を既に交付しているときは，期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。ただし，市長がやむを得ない理由があると認めるときは，この限りでない。

３　前項の規定により返還命令を受けた者は，当該返還命令を受けた日から６０日以内に補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

（暴力団員の排除）

第１３条　津山市暴力団排除条例（平成２３年津山市条例第２１号）第２条第３号に規定する暴力団員等と認められる者は，補助金の交付を申請することができない。

（その他）

第１４条　この告示に定めるもののほか，補助金の交付に関し必要な事項は，市長が別に定める。

付　　則

（施行期日）

１　この告示は，平成２７年７月１日から施行する。

（失効等）

２　この告示は，平成３２年３月３１日（以下「失効日」という。）限り，その効力を失う。ただし，失効日前にこの告示の規定により補助金の交付決定又は交付を受けた者については，この告示は，失効日以後も，なおその効力を有する。

　　　付　　則

　この告示は，公示の日から施行し，平成２９年度の補助金から適用する。